

(仮称) 松本市第一学校給食センター整備事業

現場説明書

(現場説明事項・施工条件明示事項)

- 1 工事名称 (仮称) 松本市第一学校給食センター整備事業建築主体工事
電気設備工事
機械設備工事
- 2 工事場所 松本市梓川梓714-1他
- 3 工事概要 (仮称) 松本市第一学校給食センター(鉄骨造 地上2階建て、
延床面積4,702.15㎡)を新築するもの
- 4 発注者 松本市長 臥雲 義尚
- 5 設計者 株式会社倉橋建築計画事務所
- 6 工事監理者 別途松本市が契約する設計事務所
- 7 監督職員 建築主体工事 別途通知する
電気設備工事 別途通知する
機械設備工事 別途通知する
- 8 工事期間 契約の日 から 令和10年1月14日まで

9 施工条件 本工事における施工条件は、公共建築工事標準仕様書に定めるものの他、以下のとおりとすること。

一 般 事 項	<p>1 仕様書 工事毎に示す特記仕様書及び下記によること。</p> <p>(1) 建築主体工事</p> <p>ア 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)</p> <p>イ 建築物解体工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)</p> <p>(2) 電気設備工事</p> <p>ア 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)</p> <p>イ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)</p> <p>(3) 機械設備工事</p> <p>ア 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)</p> <p>イ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)</p> <p>※ 上記に示した各仕様書は、現場事務所に常備すること。</p> <p>2 作成・提出書類 下記を基本とし特記仕様書に記載のあるものの他、松本市「建設工事施工/提出書類マニュアル」及び契約後別途指示する書類とすること。</p> <p>(1) 着工時</p> <p>ア 着工届 … 1部</p> <p>イ 現場代理人及び主任技術者等届 … 1部</p> <p>ウ 工事工程表 (バーチャート工程表) … 1部</p> <p>エ 総合施工計画書 … 1部 速やかに</p> <p>オ 工事工程表 (ネットワーク工程表) … 1部 速やかに</p> <p>(2) 施工時</p> <p>ア 施工計画書 (工事毎) … 3部</p> <p>イ 工事報告書 (毎月) 工事日報、工事記録、出面票 打合・覚書・指示票 工事進捗状況写真及び工事進捗状況</p> <p>ウ 総合図 (各工事を総合調整する施工図作成前の図面)</p> <p>エ 施工図</p> <p>オ 機器製作承認図</p> <p>(3) 竣工時</p> <p>ア 竣工届</p> <p>イ 竣工図、施工図 工事名称が表紙、背表紙に記載された二つ折りA2 (A3) 版製本 (各工種ごと</p>
------------------	---

	<p>1 部) 及びCADデータ (JWW形式及びPDF形式)</p> <p>ウ 工程写真 (松本市「建設工事施工/提出書類マニュアル」第3章建設工事写真撮影要領を参照すること。)</p> <p>エ 保全に関する資料</p> <p>オ その他別途指示する工事書類</p> <p>3 設計変更への対応</p> <p>工事の実施において、予見できない事態等により設計内容の変更が必要となった場合は、松本市「工事請負契約設計変更ガイドライン」により、適切に対応すること。</p>
<p>施工体制関係</p>	<p>1 現場代理人の常駐</p> <p>受注者は、監督職員が認めた場合を除き、現場代理人を現場に常駐させること。</p> <p>2 主任技術者等の資格</p> <p>建設業法の定めにより、技術者を設置すること。</p> <p>3 工事打合せ定例会</p> <p>(1) 工程の進捗管理や提出書類の確認、施工管理上必要な打合せ等のため、定期的に工事打合せ定例会を開催する。開催は工事監理者又は監督職員の指示によるものとし、場所・機材の提供等、開催に協力すること。</p> <p>(2) 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は工事打合せ定例会へ出席すること。</p> <p>4 総合図の作成</p> <p>(1) 工事が3種に分かれて行われるため、それぞれの設計図書に分散して盛り込まれている設計情報等を一元化して検討し、工事全体概要と相互関係を把握し、施工図作成の適正化と効率化を図るため、必要に応じ総合図を作成すること。</p> <p>(2) 総合図は、建築主体工事受注者が主体となり各関連工事受注者と協力して作成すること。(工事監理者がその全体調整を行う。)</p> <p>(3) 作成要領等は監督職員の指示に従うこと。</p> <p>5 施工図・施工計画書の作成と提出</p> <p>(1) 工事毎に施工図・施工計画書を作成し、工事監理者及び監督職員の承諾を得た後、現場での施工に入ること。(施工図の提出は、原図及びコピー1部を原則とすること。)</p> <p>(2) 承諾を得ずに施工した場合でも、監督職員から是正の指示を受けたときは、直ちにこれに応じること。</p> <p>6 工事实績情報の登録</p> <p>(1) 受注金額が500万円以上の場合は、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事实績データ」を作成し、登録機関への手続きを証明する資料を監督職員に提出すること。</p> <p>(2) 工事实績情報サービス (CORINS) への登録は、受注・変更・竣工・訂正のあった日から土日祝日を除き、10日以内に行うこと。</p> <p>7 施工体制台帳、施工体系図</p> <p>建設業法により施工体制台帳の作成が義務付けられている業者については、台帳を作成し、現場に備え付け、工事完了後に竣工書類として写しを提出すること。また、施工体系図を作成、変更の場合はその都度更新し、公衆の見やすい場所に掲示すること。なお、工事完了時の施工体系図の写しを竣工書類として提出すること。</p>

工程関係	<p>1 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 本工事敷地東側に小学校があり、隣接する道路は通学路となっているため、施工計画の立案にあたり、学校管理者と必ず打合せを行うこと。</p> <p>2 近隣関係との調整 現場施工開始前に、本工事敷地周辺の住民に対し文書配布により工事説明を行う予定である。現場施工はその後に開始すること。また、工事説明に際し、同行、資料作成等に協力すること。</p>
用地関係	<p>該当なし</p>
公害関係	<p>1 工事に伴う公害防止 現場施工にあたり、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のないよう十分配慮すること。</p>
安全対策関係	<p>1 安全教育・研修・訓練 (1) 工事現場では労働災害及び公衆災害防止に努めるとともに、作業員を対象として定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 (2) 安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上実施し、この結果を工事日誌等へ記録するほか、工事写真に整理・保管し、監督職員の求めに応じて提示すること。なお、竣工検査時には必ず提示すること。</p> <p>2 交通管理 (1) 工事用車両の進入 現場に進入する工事用車両の経路及び駐車箇所は、事前に監督職員及び施設管理者と打合せを行い決定すること。また、工事用車両の通行はお互いの打合せにより干渉を最小限とすること。特に廃棄物処理、資材搬入等大型車両が出入りする際には、交通誘導員を配置する等配慮すること。 (2) 危険防止の措置 危険防止については、関係者と事前に十分な打合せを行い万全を期すとともに、通学・通勤者、地区住民及び一般通行者に対して十分な措置をとること。</p> <p>3 車両への過積載防止対策 (1) 長野県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。 (2) 各種製造業者から購入する資材の搬入や下請け等協力業者についても過積載防止対策の範囲とすること。 (3) 対策について、施工計画書に具体的に記載すること。 (4) 工事現場において過積載車両が確認された場合は、速やかに改善を行うとともに監督職員にその内容を報告すること。</p> <p>4 有毒ガス及び酸素欠乏等への対策 ピット内部等の酸素欠乏危険個所における作業では、換気設備を設けるなど適切な安全対策を行うこと。</p> <p>5 その他工事との関連</p>

	<p>近接・別途発注工事が同時に行われ出会い帳場が想定される場合は、関係者で安全協議会を組織し、工程管理、工事車両進入を含め相互調整を行うとともに、安全管理には十分な配慮をすること。</p>
工事用道路関係	<p>該当なし</p>
仮設等関係	<p>1 安全確保 関係法令に従い、工事の施工に伴う災害の防止、安全の確保及び環境の保全に努めること。仮設足場等は、関係法令等に基づき必要かつ安全なものを設置し、設置完了時、盛替え後、地震、強風等の経過後は、受注者の責において使用前に必ず安全点検を行うこと。</p> <p>2 仮設の施設</p> <p>(1) 出入口の施錠 現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。</p> <p>(2) 火気等の使用 火気等の使用に際しては、十分に留意するとともに使用後は必ず現場を確認すること。</p> <p>(3) 工事終了時の確認 現場代理人は毎日の工事終了後に必ず現場内を巡回し、異常が無いことを確認すること。特に、建物内外、敷地出入口ゲートの施錠を確認すること。</p> <p>(4) 既存構造物の養生 工事実施に伴い、舗装道路、縁石等既設の構造物に対しては、必要に応じて適切な養生を行うこと。万一損傷を与えた場合は、受注者の負担で復旧すること。</p> <p>3 仮設に至る経費 工事に必要な仮設建築物、電力、給水、電話施設等の費用は、着工時から工事竣工引渡しに至るまでの間、全て受注者の負担とすること。</p>
建設副産物関係	<p>1 建設発生土の処理方法等 不適切な盛土等の発生を防止するため、建設発生土の処理方法は下記のとおりとし、確実に管理すること。</p> <p>(1) 建築主体工事において生じる建設発生土の処分は、以下の条件を想定して運搬費及び処分費を計上している。</p> <p>ア 引渡場所・仮置場所 : 清水口建設(株)リサイクルセンター 松本市大字島内910</p> <p>イ 運搬想定距離 : L = 6 km</p> <p>(2) 電気設備工事・機械設備工事における建設発生土は場内指定場所に敷き均しとする。</p> <p>(3) 運搬先が変更になった場合は、監督職員と協議すること。また、契約期間中に発注者から運搬先を指定された場合は、協議に応じること。</p>

	<p>(4) 土量の検収は、写真や伝票、領収書、運搬記録等により検収、処分量を確認できるよう適切に管理し、竣工時に提出すること。</p> <p>2 建設副産物（産業廃棄物等）の処理方法等 現場施工の着手前に、建設副産物（産業廃棄物等）の処理に係る管理体制を明確にし、産業廃棄物処理計画書を監督職員へ提出し確認を受けること。産業廃棄物処理計画書には、以下のものを添付すること。</p> <p>3 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 関係法令に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて適切に行い、その記録の整理を行うこと。記録写真は、特記仕様書及び松本市「建設工事施工/提出書類マニュアル」3-3に記載の方法により行い、竣工時に提出すること。</p>
工事支障物件等	該当なし
排水関係	該当なし
薬液注入関係	該当なし
環境測定	<p>1 室内空气中化学物質濃度測定</p> <p>(1) 施工に際しては、室内空気を汚染する化学物質発生が懸念される材料の使用を可能な限りさけること。</p> <p>(2) 完了時に室内濃度測定を専門機関に委託して行い、濃度が厚生労働省で定める「室内濃度に関する指針値」以下であることを確認し報告すること。</p>
その他	<p>1 不具合・疑義等が生じた場合は、必ず工事監理者及び監督職員へ連絡し、指示を受けて施工すること。</p> <p>2 万が一災害・事故等が発生した場合は、直ちに緊急連絡体制に基づき対応し、二次災害を防止するとともに工事監理者及び監督職員へ連絡すること。</p> <p>3 工事上支障となる障害物等は、受注者の負担で処理を行うこと。</p> <p>4 工事実施に伴い、舗装道路、縁石等既設の構造物に対しては、必要に応じて適切な養生を行うこと。万一損傷を与えた場合は、受注者の負担で復旧すること。</p> <p>5 施工にあたり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害を受けた場合は、速やかに所轄警察署に届出るとともに監督職員に連絡すること。</p>

また、その際は発注者及び所轄警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

6 施工に際して、施工建物が“世代を超えて使い続けられる価値ある社会資産”となるように心掛けること。

7 受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

8 週休2日工事について

(1) 主体工事、電気設備工事、機械設備工事

ア 本工事は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資することを目的として週休2日工事の対象工事であり、発注者指定型週休2日工事（月単位）として発注する。

イ 週休2日工事の実施は、松本市週休2日工事实施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。

ウ 受注者は、当該工事の対象期間内において、週休2日の実施に取り組むものとする。

9 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

10 松本市公契約条例について

松本市公契約条例第8条に基づき、労働環境報告書を提出すること。